

事務連絡
令和5年12月6日



関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長
三重労働局職業安定部長

年収の壁対策等にかかるキャリアアップ助成金の改正について。

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の106万円の壁への対応として、キャリアアップ助成金において、社会保険適用時処遇改善コースが新設されました。

また、本助成金の正社員化コースにおいて支給額の増額や対象となる有期雇用労働者の制限緩和等、拡充を行いました。

つきましては、別添のとおり関係資料をお送りいたしますので、貴団体の所属会員等への周知に御協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

別添

- ・キャリアアップ助成金 年収の壁対策として労働者1人につき最大50万円助成します！
- ・キャリアアップ助成金「正社員化コース」を拡充しました！
- ・厚生労働省からのお知らせ「年収の壁・支援強化パッケージ」

参考 https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html。

お問い合わせ先

○キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については
三重労働局職業安定部職業対策課 TEL059-226-2111
もしくは最寄りのハローワークまで

○年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）でもご相談いただけます
フリーダイヤル0120-030-045 受付時間平日8時30分～18時15分
（土日祝日・年末年始12/29～1/31はご利用いただけません）